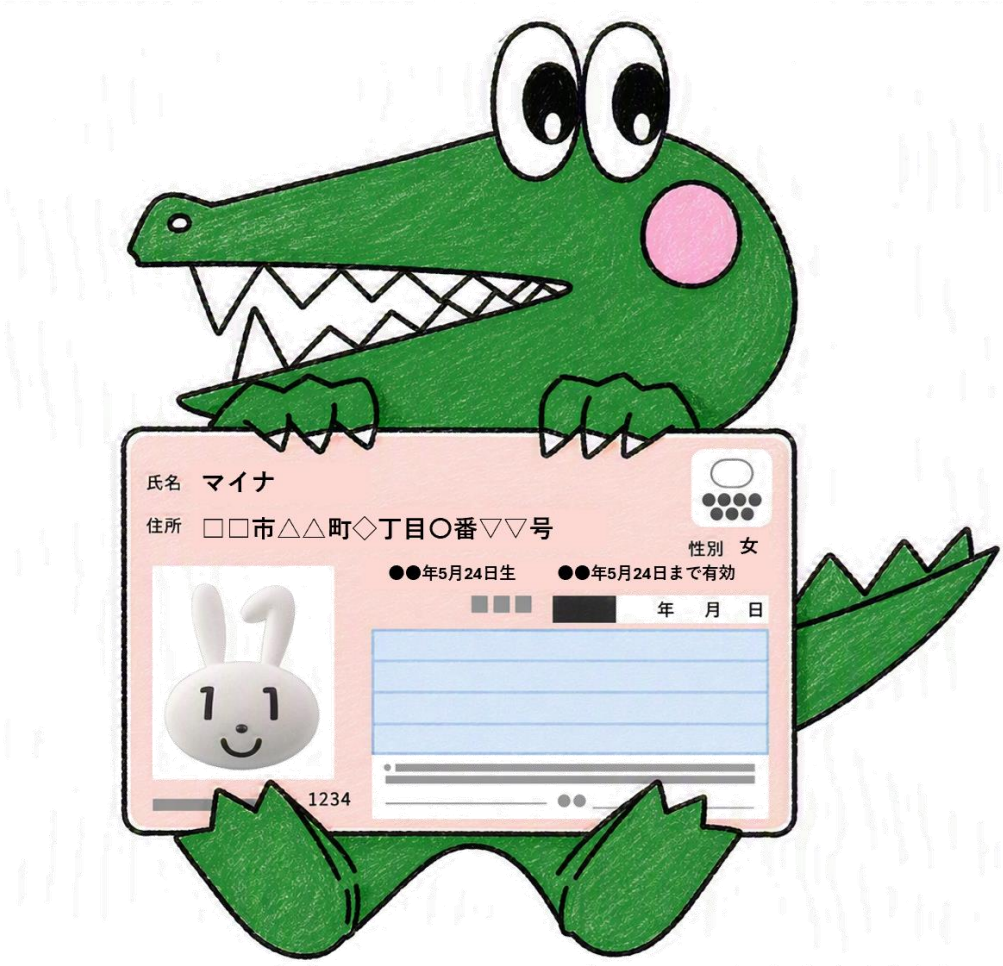
マイナンバーカード
ガイドブック



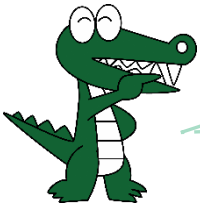
豊　　中　　市

令和６年(2024 年)８月１日作成

令和８年(2026 年)11 月１日改訂

目　　次

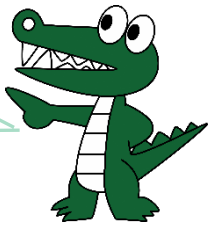
1．**マイナンバーカードについて**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2



マイナンバーカード・電子証明書の
有効期間と更新手続きについて書かれています

2．**暗証番号・電子証明書について**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5

４種類の暗証番号のくわしい説明と、
暗証番号がロックされてしまった場合や
再設定の手続き方法について書かれています



3．**引っ越しや結婚などにより住所・氏名などに変更があったとき**・・・・・・・・・・ P9

4．**マイナンバーカードを紛失したとき**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11

5．**マイナンバーカードでできること**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12

その１．コンビニ交付サービスを利用できます　P12

その２．健康保険証として利用できます　P16

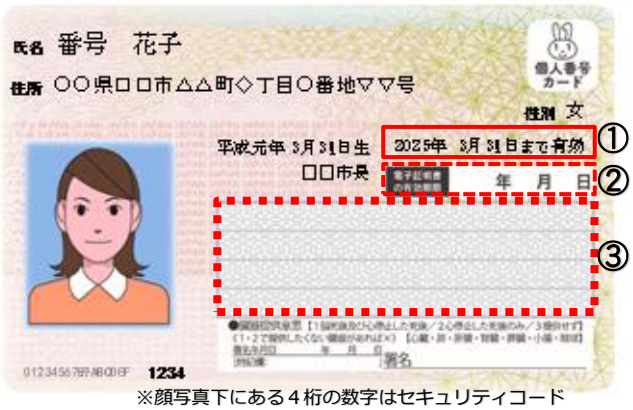
その３．マイナポータルを利用して行政手続きがオンラインでできます　P17

6．**その他**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P19

7．**お問い合わせ先一覧**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P21

1. マイナンバーカードについて

マイナンバーカードとは、マイナンバー(１２桁)が記載された顔写真付きのプラスチックカードのことです。マイナンバーカードのおもて面には、顔写真・氏名・住所・生年月日・性別、うら面にはマイナンバーが記載されているため、**本人確認書類**および**マイナンバーを証する書類**として活用できます。

おもて面	うら面
 ※顔写真下にある４桁の数字はセキュリティコード	

①マイナンバーカードの有効期間

マイナンバーカードの有効期間は、カード発行時の年齢・国籍により異なります。

国籍	カード発行時の年齢	カードの有効期間
○**日本国籍の方** ○**外国籍の方で、永住者・特別永住者の方**	１８歳以上	発行日から**１０回目**の誕生日まで
	１８歳未満	発行日から**５回目**の誕生日まで
○**外国籍の方で、在留期間の定めのある方**		**在留期間の満了日まで**

マイナンバーカードの更新手続きについて

有効期間が満了すると、マイナンバーカードは失効します。更新の手続き方法については、次ページ【マイナンバーカードの更新手続きの流れ】をご覧ください。なお、外国籍の方で在留期間の定めのある方は、下記をご覧ください。

外国籍の方で在留期間の定めのある方

有効期間が満了すると、マイナンバーカードは失効します。失効後にマイナンバーカードを作り直す場合は、再発行手数料（マイナンバーカード：８００円 電子証明書：２００円）がかかります。

在留期間が変わった場合は、マイナンバーカードの有効期間を変更する手続きが必要です。新しい在留カードとお持ちのマイナンバーカードを持って、市役所または出張所の窓口にご来庁ください。

※マイナンバーカードの有効期間までに新しい在留カードを取得できない場合、更新手続き中であれば、マイナンバーカードの有効期間を特例で２か月延長できます。**必ずマイナンバーカードの有効期間までにご来庁ください。**

【 マイナンバーカードの更新手続きの流れ 】

有効期限の**3**ヵ月前の翌日から更新手続きが可能です。更新の流れはつぎのとおりです。

STEP.1

更新手続き



・有効期限の約２～3 カ月前に、有効期限通知書というお知らせが J-LIS(地方公共団体情報システム機構)よりご住所地に転送不要郵便で届きます。申請用 QR コードを利用し、下記【申請方法】のいずれかにより更新の手続きを行ってください。

・お知らせが届かなかった場合は、本人確認書類（運転免許証など顔写真付きの公的な書類１点または資格確認書と診察券など２点）を持参し、市役所または出張所へご来庁ください。申請書ＩＤ（ＱＲコード）の付いた交付申請書を発行しますので、下記【申請方法】のいずれかにより更新の手続きを行ってください。

【申請方法】

①スマートフォン等によるオンライン申請　②郵送申請　③証明写真機　等

STEP.2

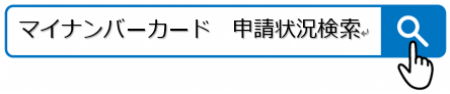
交付通知書のお届け

・申請から約３週間後、交付通知書が転送不要郵便でご住所地に届きます。必ず開封し、交付通知書に同封されている案内をご確認ください。

・申請に不備があった場合、J-LIS より不備のお知らせ（メール又は郵送）が届くため、再度申請手続きを行ってください。

―申請状況の確認―

お手元に申請書ＩＤがある場合は、マイナンバーカード総合サイトにて申請状況の確認ができます。反映に時間がかかるため、申請から２～3 日後にご確認ください。



※申請から 6 カ月以上経過している方・お手元に申請書ＩＤがない場合は、市役所または出張所にお問い合わせください。

STEP.3

カードの受け取り

・申請者本人が必要書類を持参し、交付通知書に記載の受取場所にご来庁ください。

・お手持ちのマイナンバーカードを返納いただき、新しいマイナンバーカードを無料で交付します。紛失された場合、再発行手数料（マイナンバーカード：８００円 電子証明書：２００円）がかかります。

・代理人が受け取りをする場合、受取要件があります。詳しくは交付通知書に同封されている案内をご確認ください。

②電子証明書の有効期間

電子証明書の有効期間は、電子証明書の**発行の日から５回目の誕生日まで**となります。

マイナンバーカードをお渡しの際は空白となっているため、必要に応じてご自身で書き込みをしてください。

※外国籍の方で在留期限の定めのある方は、マイナンバーカードの有効期間と同じ日までです。

電子証明書の更新手続きについて

有効期限の**3**ヵ月前の翌日から更新手続きが可能です。有効期限の約２～3 カ月前に、有効期限通知書というお知らせが J-LIS よりご住所地に転送不要郵便で届きます。

本人が手続きする場合

マイナンバーカードと暗証番号を控えたものを持参し、本人が市役所または出張所にご来庁ください。

※有効期限通知書が届かなかった場合も、上記を持参して手続きができます。

代理人が手続きする場合

有効期限通知書の「署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書　照会書兼回答書」（以下、照会書兼回答書）に本人が記入し、同封されている封筒に入れ、必ず封をした状態で代理人へ託してください。

代理人は、**預かった封筒（封をした状態）・本人のマイナンバーカード・代理人の方の顔写真付きの公的な証明書**（マイナンバーカードや運転免許証等）を持参し、市役所または出張所にご来庁ください。

※有効期限通知書が届かず、代理人が手続きをする場合は、市より照会書兼回答書を送付しますので、お問い合わせください。



マイナンバーカード・電子証明書は、有効期間が満了すると失効します。

失効すると、健康保険証としての利用やコンビニ交付サービス、各種オンライン申請等が利用できなくなるため、有効期限までに更新の手続きを行ってください。

③追記欄

・氏名・住所等に変更があった場合、市区町村が変更後の情報を記載します。

・追記欄がいっぱいになった場合、マイナンバーカードの再申請が可能です。再申請を行うには、電子申し込みシステム・窓口・郵送にて、ＩＤ（ＱＲコード）の付いた申請書をご請求ください。窓口で請求する場合は、本人が本人確認書類（運転免許証など顔写真付きの公的な書類１点または資格確認書と診察券など２点）をご持参ください。代理人が請求する場合や郵送で請求する場合は、市ホームページをご覧ください。

市ホームページへのアクセスはこちら →

2. 暗証番号・電子証明書について

マイナンバーカード交付時にお渡しした**『個人番号カード 暗証番号設定書』**とあわせてご覧ください★

マイナンバーカードには、つぎの４種類の暗証番号を設定します。

・暗証番号のうち、２種類の**『電子証明書』**は、インターネット上でデータのやり取りを行っている相手が本人であること、そのデータが第三者によって改ざんされていないこと、処理が正しく行われたことを確認するためのものです。

・②～④の数字４桁の暗証番号は、同じ番号を設定することも可能です。

①署名用電子証明書

Memo

・英数字混在の６～１６桁の暗証番号です。

・インターネット等で電子文書を作成、送信する際に利用します。

実際どんな時に使用する？

（例）
- ・自宅のパソコンやスマートフォンで、マイナンバーカード方式により行う確定申告（e-Tax）
- ・スマートフォンでのふるさと納税のワンストップ特例申請
- ・マイナポータルでの転出手続き、パスポートの申請、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出など
- ・在留申請オンラインシステムでの在留期間更新許可申請などの手続き

・原則、１５歳未満の方・成年被後見人の方は登録できません。

・お引っ越しやご結婚などで、マイナンバーカードのおもて面に記載の情報〔住所・氏名・生年月日・性別〕に変更があった場合、**署名用電子証明書は失効します**。署名用電子証明書を継続して利用される場合は、原則本人が来庁し、新規発行※の手続きを行ってください。なお、代理人が手続きを希望される場合は、事前にお問い合わせください。

※暗証番号は交付時に設定したものと同じものを使用できます。

②利用者証明用電子証明書

（数字４桁の暗証番号）

Memo

マイナポータル等にログインする際や、コンビニでの証明書発行の際に使用します。

③住民基本台帳用

（数字４桁の暗証番号）

Memo

市役所の窓口で、マイナンバーカードの住所や氏名を変更する際に使用します。

④券面事項入力補助用

（数字４桁の暗証番号）

Memo

マイナンバーや住所・氏名・生年月日・性別の情報を読み取る際に使用します

暗証番号の入力を連続して間違った場合、ロックがかかります！

なりすましを防止するため、①署名用電子証明書は **5 回**、数字４桁の暗証番号(②利用者証明用電子証明書③住民基本台帳用④券面事項入力補助用)は **3 回**連続して間違うと、ロックがかかり使用できなくなります。

※正しく暗証番号を入力すると、入力回数はクリアされます。時間をおいても回数はクリアされません。



暗証番号がロックされた場合、どうすれば良いの？

本人がマイナンバーカードを持参し、市役所または出張所の窓口で、暗証番号の再設定の手続きを行ってください。

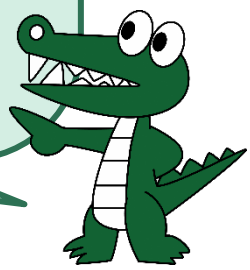
再設定をすると、ロックが解除されます。

代理人が手続きする場合は事前にお問い合わせください。

～（参考）コンビニでも、一部暗証番号の再設定ができます～

公的個人認証ポータルサイトでは、コンビニのキオスク端末より、一部の暗証番号（①署名用電子証明書と②利用者証明用電子証明書のみ）を再設定する方法が掲載されています。

くわしくは、右の QR コードよりアクセスし、公的個人認証ポータルサイトをご覧ください。

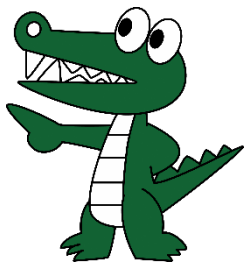




暗証番号を忘れてしまった場合、どうすれば良いの？

ロックがかかった場合と同様に、本人がマイナンバーカードを持参し、市役所または出張所の窓口で、暗証番号の再設定の手続きを行ってください。

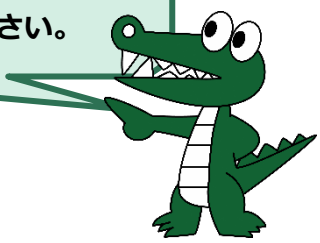
代理人が手続きする場合は、事前にお問い合わせください。





暗証番号を変更したい場合はどうすれば良いの？

マイナンバーカードを受け取られた際に設定した暗証番号がお分かりの場合は、ご自身でスマートフォンやパソコンから暗証番号を変更できます。詳しくは下記『暗証番号の変更をする場合』をご覧ください。



暗証番号の変更をする場合

元々設定している暗証番号がお分かりの場合は、つぎの３つの方法で暗証番号の変更ができます。

（1）JPKI 利用者ソフトでの変更

JPKI 利用者ソフトでは、**４種類すべての暗証番号**を変更できます。

スマートフォンで JPKI 利用者ソフトのアプリをダウンロードし、

つぎの手順で暗証番号を変更してください。

※下図は iPhone 操作時の画面遷移

JPKI 利用者ソフト（JPKI Mobile）



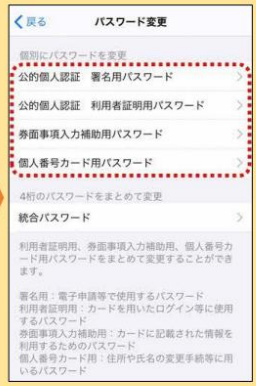
アプリのダウンロードはこちら

iPhone　Android

①「パスワード変更」を選択



②変更するパスワードを選択



③「現在のパスワード」「新しいパスワード」「パスワードを確認」（新しいパスワード）を入力し、変更ボタンを押す

※下図は署名用パスワードを変更する場合



④読み取りボタンを押し、マイナンバーカードをセット



⑤「パスワードが変更されました。」と表示されたら、変更が完了



※JPKI 利用者ソフトは、スマートフォンでダウンロード後、

「JPKI Mobile」と表示されます。

※パソコンの場合、利用者クライアントソフトのダウンロード

およびＩＣカードリーダライタの準備が必要です。

（2）マイナアプリでの変更

マイナアプリでは、**３種類の暗証番号**（①署名用電子証明書 ②利用者証明用電子証明書 ④券面事項入力補助用の３種類）を変更できます。

スマートフォンでマイナアプリをダウンロードし、

つぎの手順で暗証番号を変更してください。

マイナアプリ

アプリのダウンロードはこちら

iPhone　Android

①マイナアプリ起動後に「カード」を開き「実物のマイナンバーカード」をタップ



②「暗証番号・パスワードの変更」をタップし変更する対象を選択する

※下図は利用者証明用暗証番号を変更する場合



③現在のパスワードを入力し「次へ」をタップ

新しいパスワードを設定する



④マイナンバーカードの上に、スマートフォン背面上部をぴったりと合わせて「読み取り開始」をタップ



⑤「パスワードの変更が完了しました」と表示されたら、変更が完了！



※パソコンの場合、PC 版マイナポータルアプリのインストールおよびＩＣカードリーダの準備、ご使用のパソコンとウェブブラウザにより、各種設定が必要です。

（3）市役所または出張所の窓口での変更



本人が、**マイナンバーカード**と**本人確認書類（運転免許証、資格確認書等）**を持参してください。

４種類すべての暗証番号を変更できます。15 歳未満の方・成年被後見人の方は、法定代理人が手続きを行ってください。代理人が手続きする場合は、事前にお問い合わせください。

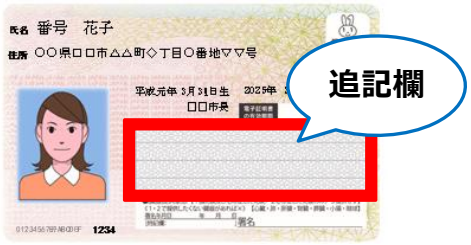
3. 引っ越しや結婚などにより住所・氏名などに変更があったとき

市役所または出張所の窓口で、住所変更の手続きや婚姻届等の提出により氏名が変わる手続きを行う際は、あわせてマイナンバーカードの住所、氏名を書き換える手続きを行いますので、『**マイナンバーカード**』と『**マイナンバーカードの暗証番号を控えたもの**』を持参してください。手続き内容は、下記のとおりです。
※暗証番号がお分かりであれば、同一世帯員であるご家族のマイナンバーカードもあわせてお手続きいただけますので、全員分のマイナンバーカードをご持参ください。



手続き内容

☑ マイナンバーカードの追記欄（青い部分）に新しい住所や氏名などを記載します



●新しい住所・氏名等を記載し、追記欄がいっぱいになった場合は、マイナンバーカードの再申請を行ってください。お持ちのマイナンバーカードと引き替えで、新しいカードを無料で交付します。

●追記欄がいっぱいで、新しい住所・氏名等の記載ができないときは、特急発行制度を利用してマイナンバーカードを再発行できます。（２０ページ参照）

☑ マイナンバーカードの IC チップ内にある住所や氏名などの情報を書き換えします

●住所や氏名の書き換えを行うために、**マイナンバーカードの４桁の暗証番号（住民基本台帳用）**を入力いただきます。

●同一世帯員であるご家族の４桁の暗証番号（住民基本台帳用）がわからない場合は、当日中の手続きが完了しません。

☑ 署名用電子証明書を発行します

※15 歳未満・成年被後見人は不要

●署名用電子証明書（英数字混在の６～16 桁の暗証番号）には、住所や氏名などの情報が記載されているため、住所や氏名などに変更があると失効します。継続してご利用いただくために、窓口で署名用電子証明書の暗証番号を入力いただきます。

●本人が来庁しておらず、同一世帯員であるご家族の署名用電子証明書を発行する場合は、『**委任状兼暗証番号設定依頼書**』の持参が必要です。
様式は市ホームページからダウンロードできます。

←市ホームページへのアクセスはこちら

■豊中市以外の市区町村から豊中市に転入する場合、住み始めてから 14 日以内に届出してください。届出を出された日から**９０日以内**にマイナンバーカードの住所変更を行わなかった場合、カードは失効します。すみやかにマイナンバーカードの住所変更を行ってください。なお、住所変更を行わなかったことにより、マイナンバーカードが失効した場合の再発行手数料は有料です。

■代理人（同一世帯員以外）がマイナンバーカードの住所や氏名などの変更をする場合、郵送での照会を行うため、**２回来庁が必要**です。詳しくは窓口でおたずねください。

国外へ転出される場合



令和 6 年 5 月 27 日から、国外転出を予定している日本国籍の方は、マイナンバーカードの継続利用の手続きをすることで、国外転出後も継続してマイナンバーカードを利用できます。

国内での住所変更と同様に、国外転出の住所異動届を提出される際は、必ず『**マイナンバーカード**』と『**マイナンバーカードの暗証番号を控えたもの**』をご持参ください。

手続きについて詳しくは、市ホームページをご覧ください。＞＞＞＞＞

4. マイナンバーカードを紛失したとき

マイナンバーカードを紛失したときは、下記コールセンターにお電話いただき、一時停止の手続きを行ってください。



24 時間 365 日受付

マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）

０１２０－９５－０１７８

※音声ガイダンス２番をお選びください

または

個人番号カードコールセンター（有料）

０５７０－７８３－５７８



自宅外での紛失・盗難にあった場合は、警察署または交番に遺失届を提出し、遺失届受理証（遺失届受理番号が記載されているもの）を受け取ってください。

マイナンバーカードの再申請を希望する場合

○本人が市役所または出張所の窓口で、**マイナンバーカードの紛失届**を提出してください。再申請するための申請書をあわせて発行します。手続きには、下記のものが必要です。なお、特急発行制度を利用してマイナンバーカードを再発行することもできます。（２０ページ参照）

〔必要なもの〕

①遺失届受理番号　　②本人確認書類

※②は、運転免許証など顔写真付きの公的な証明書１点又は資格確認書＋年金手帳など顔写真なしの証明書２点

○マイナンバーカードを再申請後、新しいカードを受け取る際に手数料 1,000 円（マイナンバーカード：800 円、電子証明書 200 円）がかかります。

マイナンバーカードを発見し、一時停止解除を希望する場合

本人が市役所または出張所の窓口で、**マイナンバーカードの一時停止解除届**を提出してください。電子証明書は利用できない状態になっているため、一度失効させ、再度利用できるように発行の手続きを行います。手続きには、下記のものが必要です。

〔必要なもの〕

①マイナンバーカード

②暗証番号を控えたもの

暗証番号がわからない場合は、再設定の手続きを行います。

※代理人が手続きを希望する場合は、事前にお問い合わせください。

5. マイナンバーカードでできること

その１．
コンビニ交付サービス
を利用できます



コンビニエンスストア等にあるマルチコピー機で、各種証明書を取得できます。取得の際は、マイナンバーカードの**利用者証明用電子証明書（数字４桁の暗証番号）**※を利用します。証明書の取得方法は、**P.１５『コンビニ交付サービスの利用手順』**を参考にしてください。

※マイナンバーカードの機能を搭載したスマートフォンでも取得できます。

＞＞＞詳しくはＰ.１８を参照

○利用できるコンビニエンスストア

全国のセブン-イレブン、ローソン（ローソンストア１００を除く）、ファミリーマート、ミニストップ等

○利用時間

年末年始（１２月２９日～１月３日）と点検日※を除く**毎日**：６時３０分から２３時まで

※豊中市公式 LINE の友達登録と、くらし情報の配信登録をしていただくと、コンビニ交付休止のお知らせを事前に LINE で受け取ることができます。

＜LINE の友達登録がまだの方＞

①下記のＱＲコードから友達登録をしてください。

②登録完了後、トーク画面から受信設定をお選びください。

③『イベント』の選択ボタンを押し、配信カテゴリーの「くらし」を登録してください。

＜LINE の友達登録がお済みの方＞

①下記のＱＲコードからアクセスしてください。

②『イベント』の選択ボタンを押し、
配信カテゴリーの「くらし」を登録してください。

○マルチコピー機で発行する証明書について

・市役所で発行している用紙とは異なり、Ａ４サイズの普通用紙に改ざん防止処理をした証明書が発行されます。

・２枚以上にわたる証明書の場合、綴じられずに発行されます。証明書に固有の番号とページ数が記載され、ひと綴と判断できるようになっています。証明書はひと綴で有効となります。

・取得後の証明書の交換や発行手数料の返金はできません。

○セキュリティ対策について

・マルチコピー機と市のデータ通信は、専用回線を使い、データを暗号化して行います。

・マルチコピー機で証明書を発行した後、データは自動的に消去されます。

・証明書の発行後に取り忘れがある場合は、音声と画面案内でお知らせします。



○取得できる証明書と発行手数料

証明書の種類	コンビニ手数料	窓口手数料
住民票の写し	２００円	３００円
印鑑登録証明書	２００円	３００円
市・府民税課税証明書　★最新年度のみ	２００円	３００円
戸籍全部事項証明書 戸籍個人事項証明書	３５０円	４５０円
戸籍の附票の写し	２００円	３００円

○各種証明書を取得する上での注意点

・コンビニ交付サービスは、転出手続き中の方が世帯にいる場合、転入手続きが完了するか転出予定日を迎えるまで利用できません。

・直近で豊中市内での転居や氏名の変更など、住民票の内容に変更があった場合、新しい情報が記載された証明書が取得できるようになるまで時間がかかることがあります。

住民票の写し

・**マイナンバーカードの所有者本人と、同一世帯員の住民票の写しを発行できます**。

※同住所であっても、同一世帯でない場合は取得できません。

・現在の住民票のみ発行できます。除住民票（豊中市に住民登録がないことを証明するもの）は取得できませんので、必要な場合は窓口で請求してください。

・住民票に記載する世帯主と続柄、本籍地、筆頭者、マイナンバーは、記載の有無を選択できます。
マイナンバーの記載は必要なときのみ、記載「**有**」を選択するよう注意してください。

・外国籍の方の住民票の写しには、外国人特有項目（国籍、在留資格等）が必ず記載されます。省略はできません。また、通称の記載消除に関する事項は出力されません。

印鑑登録証明書

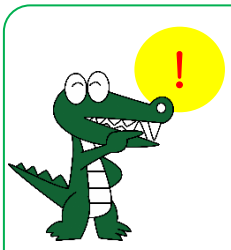
・**豊中市で印鑑登録をしていて、マイナンバーカードを所有している本人のみ発行できます**。
・窓口でマイナンバーカードを使って印鑑登録証明書を請求できるのは、本人に限られます。代理人が窓口で請求する場合は、印鑑登録証（オレンジ色のプラスチックカード）が必要です。

市・府民税課税証明書

・**本人の最新年度分のみ発行できます**。※取得できる年度は、毎年６月上旬に切り替わりますのでご注意ください。
・市・府民税課税証明書は、１月１日（賦課期日）時点で豊中市に住民票があり、豊中市で課税されている人が発行できます。
・前年中の所得がなく、豊中市で親族等の扶養に入っていることが確認できる場合は、非課税証明書を発行できます。その場合、合計所得金額は「０円」、所得の内訳は「＊」で表示されます。所得の内訳に金額の記載が必要な場合は、事前に市・府民税申告が必要です。市・府民税申告については、市民税課（℡：06－6858－2131）にお問い合わせください。
・氏名、住所については住民票と同じものが記載されます。外国籍の方の名前は、住民票に通称の記載がある場合は通称、通称の記載がない場合は氏名が記載されます。
・所得額や控除額等の記載の省略はできません。

戸籍全部事項証明書・戸籍個人事項証明書・戸籍の附票の写し

・**現在の**戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の写しを発行できます。
・発行できるのは、**マイナンバーカード所有者本人と同一戸籍内の人のもの**（除籍者を除く）に限ります。
・直近で本人または同一戸籍内に戸籍の届出があった場合、証明書の取得ができない場合があります。



本籍地が豊中市以外の方は、事前に利用登録が必要です。

利用登録が完了すると、約１週間後※から戸籍の証明書を発行できます。

※発行できる時期は、自治体により異なります。

利　用　登　録　の　手　順

コンビニエンスストア等にあるマルチコピー機から、以下の操作を行ってください。

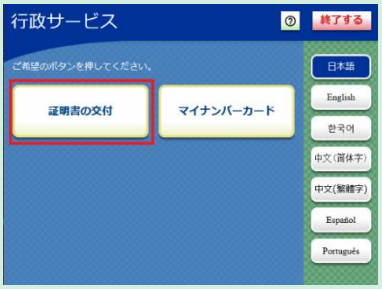
①『行政サービス』を選択＞『証明書の交付』を選択＞『利用登録申請』を選択
②本籍地の地域・都道府県・市区町村を順番に選択
③本籍地・筆頭者・電話番号を順番に入力　※平日の日中に連絡が取れる電話番号を入力してください。
④マイナンバーカードに記載されている生年月日・有効期限・セキュリティコードを順番に入力
⑤マイナンバーカードをセットし、数字４桁の暗証番号（利用者証明用電子証明書）を入力＞カードを取り外す
⑥申請内容を確認し、「確定する」ボタンを選択
⑦申請番号と本籍地からのメッセージが表示されます。申請状況の確認を行う場合に必要のため、表示された申請番号をお控えください。登録が完了すると、約１週間後から戸籍の証明書を発行できます。

⇒発行手順は、Ｐ.15『コンビニ交付サービスの利用手順』をご覧ください。

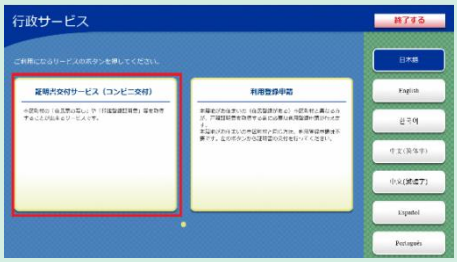
コンビニ交付サービスの利用手順

実物のマイナンバーカードを使って、各種証明書を取得する場合はコンビニエンスストア等にあるマルチコピー機で『行政サービス』を選択し、以下①～⑪の操作を行ってください。

①『証明書の交付』を選択



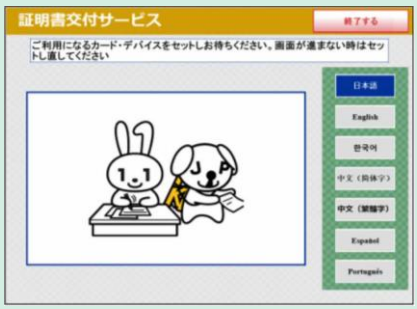
②証明書交付サービス（コンビニ交付）を選択



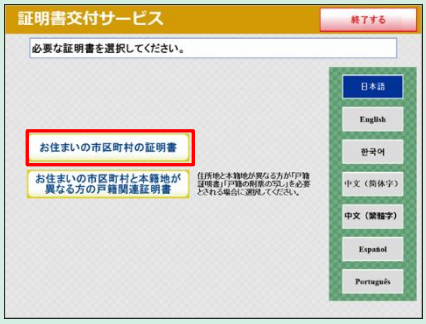
③マイナンバーカードを選択



④カードを読み取り

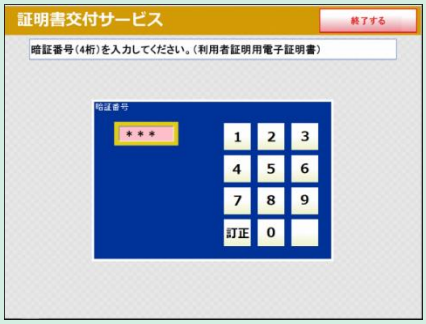


⑤『お住まいの市区町村の証明書』を選択



本籍地が豊中市以外の方が
戸籍の証明書を発行する場合
『お住まいの市区町村と本籍地が異なる方の戸籍関連証明書』
を選択してください。

⑥４桁の暗証番号を入力



⑦カードを取り外す

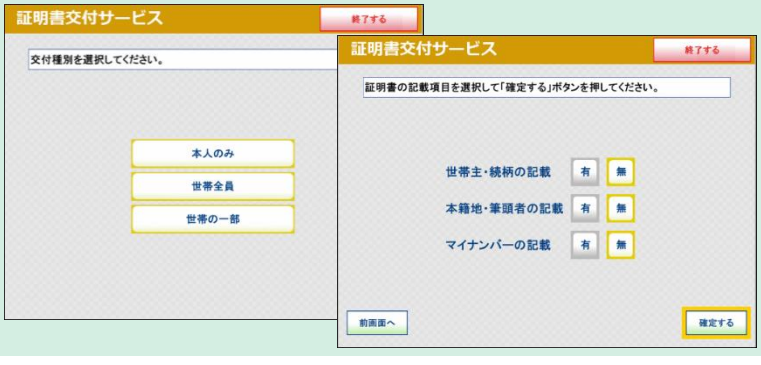


⑧発行する証明書を選択

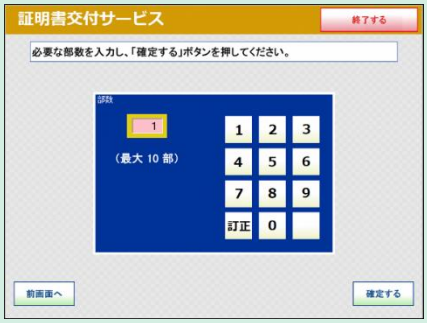


【住民票を取得する場合】

住民票が必要な人、記載項目を選択＞確定する



⑨必要部数を入力＞確定する



⑩発行内容を確認し、確定する



⑪料金を支払い、証明書を取得

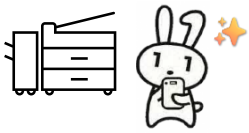


※おつり、領収書のお取り忘れにご注意ください。

iPhone/Android の場合

マイナンバーカードの機能を搭載した iPhone/Android を利用して証明書を取得する方法は下記のサイトをご覧ください。

アクセスはこちら



その２．健康保険証として利用できます



医療機関や薬局を利用する際に、マイナンバーカードを健康保険証等として利用することができます。利用にあたっては、事前に利用申込が必要です。利用申込には、**利用者証明用電子証明書（数字４桁の暗証番号）**を使用します。利用申込は生涯に１回限りとなり、マイナンバーカードの更新などに伴って再度の申込は不要です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリット

- **就職・転職や引っ越し後も、健康保険証としてずっとご利用いただけます**
 - ⓘ新しい健康保険証の発行を待つ必要がなくなります
- **薬の履歴データや特定検診結果に基づいた診断や処方が受けられます**
 - ⓘ本人がデータ提供に同意した場合に限ります
- **手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除できます**
- **簡単に医療費控除の確定申告ができます**
 - ⓘマイナポータルで医療費通知情報を管理・e-Tax に連携ができるため、領収書の保管が不要

アクセスはこちら

厚労省ホームページに詳しいことがのっています



申込方法

つぎのいずれかの方法により、利用申込を行ってください。

①マイナポータルによるお申込み

＞＞＞マイナポータルへのアクセスなどくわしくは P.１７を参照

②セブン銀行 ATM でのお申込み

＞＞＞登録方法についてくわしくはこちら

③医療機関等にある顔認証付きカードリーダーによる登録

※待ち時間が発生することを防ぐため、①②によるお申込みを推奨します。

利用方法

１．医療機関・薬局にある顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードをかざす



２．つぎの方法で本人確認を行う

①顔認証　または

②数字４桁の暗証番号※を入力

※利用者証明用電子証明書

その３．
マイナポータルを利用して
行政の手続きが
オンラインでできます



マイナポータルでは、子育てや介護など行政の手続きをオンライン上で行ったり、行政機関等が保有する税や年金などあなたの情報を確認すること等ができます。
マイナポータルへログインするには、マイナンバーカードの**利用者証明用電子証明書（数字４桁の暗証番号）**が必要です。

マイナポータルの利用方法

【スマートフォンの方】
右のＱＲコードからマイナアプリをダウンロードしてください。
アプリ起動後、マイナポータルにログインしてください。

マイナアプリ　アプリのダウンロードはこちら
iPhone　Android

※マイナアプリでは、第三者による不正利用を防ぐため、スマートフォンのロック設定（PIN、 顔認証、指紋認証など）が必須となります。

【パソコンの方】
PC 版マイナポータルアプリのインストールおよびＩＣカードリーダの準備、ご使用のパソコンとウェブブラウザにより各種設定が必要です。操作手順については、マイナポータルサイトをご確認ください。
URL：https://img.myna.go.jp/manual/02/0006.html

マイナポータルの機能について

マイナポータルでは、つぎの機能をご利用いただけます。

1. **やりとり履歴（情報提供等記録表示）**
 行政機関における審査・手続き等に伴い、あなたの情報がどの行政機関との間で、いつ、どのように利用されたのかを確認できます。
2. **わたしの情報（自己情報表示）**
 行政手続等が保有する税や年金などあなた自身の情報を確認できます。
3. **お知らせ機能**
 自治体や国の行政機関等から配信されたあなたへのお知らせを確認できます。
4. **手続の検索・電子申請**
 地方公共団体が提供している子育てや介護など行政機関の手続を検索したり、オンライン申請ができます。
 （例）児童手当等の認定請求・現況届の提出、国民健康保険の加入・脱退等

5 健康保険証利用の申込

マイナンバーカードを健康保険証として利用する申込・申込状況の確認ができます。

＞＞＞健康保険証としての利用について、くわしくは P.16『その２．健康保険証として利用できます』をご覧ください。

6 公金受取口座の登録・変更・削除

国や自治体からの給付金などを受け取るための口座をあらかじめ登録できます。登録しておくことで、年金や児童手当などの申請時に口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。

7 転出の手続き（豊中市外へのお引越し）



マイナポータルから転出の手続きができます！

これまで、豊中市外への転出の方は、転出届を豊中市役所または出張所へ提出し、引越先市区町村窓口に転入届を提出するため、あわせて２回の来庁が必要でしたが…

マイナポータルで転出届の申請を行うと、転出届の提出に窓口へ出向く必要がなくなります！

マイナポータルで転出届の申請※を行った後、引越先市区町村窓口に転入届を提出してください。

※手続きには、**署名用電子証明書（英数字混在の６～１６桁の暗証番号）と券面事項入力補助用（数字４桁の暗証番号）も利用します。**くわしくは、市ホームページをご覧ください。

市ホームページはこちらから＞＞＞

8 パスポートの新規申請・更新申請

マイナポータルから
パスポートの新規申請・更新申請ができます！



これまで窓口で手続きを行う場合は、申請と受け取りのためにあわせて２回出向く必要がありましたが、マイナポータルでオンライン申請をすると、パスポートの受け取り時の１回で手続きが完了します。

申請方法等詳しくは、外務省ホームページをご覧ください。　外務省ホームページはこちらから＞＞＞

9 スマートフォンへのマイナンバーカードの機能搭載

スマートフォンにマイナンバーカードの機能を搭載すると、マイナンバーカードを持ち歩く必要がなくなります！

iPhone(Apple ウォレット)の場合はマイナンバーカードを、Android の場合はマイナンバーカードの電子証明書を搭載することで、マイナポータルでの手続きや、各種民間オンラインサービスの申込・コンビニ交付サービスの利用時に、スマートフォンのみで手続きができます。搭載するには、事前にマイナアプリでの申込が必要です。申込には、**署名用電子証明書（英数字混在の６～１６桁の暗証番号）**も利用します。

くわしくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。　デジタル庁ホームページはこちらから＞＞＞

6. その他

○マイナンバーカードの取扱いにご注意ください

マイナンバーカードは、ＩＣチップやアンテナなどの電子部品を内蔵した精密機器ですので、カードの保管・使用にあたっては以下の点に十分ご注意ください。

・高温や物理的な力に注意



カードが変形したり、電子部品が故障する可能性があります。自動車の中や暖房器具の近くなどの高温下に放置したり、カードの上に物を落とす・硬いもので傷をつけるなど衝撃を加えないよう注意してください。

・薬品や液体に注意



カードの顔写真がはがれるなど券面情報が損なわれる可能性があるため、水に濡れた状態で使用したり、除光液や殺菌用アルコールなどの薬品や液体で濡らさないよう注意してください。

・強い磁気に注意



カード裏面にある磁気ストライプの磁気情報が消失する可能性があるため、テレビや携帯電話など強い磁気を発するものに近づけないよう注意してください。

○顔認証マイナンバーカードについて

(令和５年 12 月 15 日～)

マイナンバーカードは、４つの暗証番号を設定せず、本人確認書類と健康保険証としての利用のみに限定する『**顔認証マイナンバーカード**』にすることができます。健康保険証として利用する場合、暗証番号を設定しないため、顔認証または目視確認により本人確認を行います。なお『顔認証マイナンバーカード』は、コンビニ交付サービスやマイナポータルの利用などの暗証番号を使用する手続きは一切ご利用いただけません。『顔認証マイナンバーカード』への切り替えを希望する場合は、窓口でお申出ください。

○国外転出後もマイナンバーカードの申請が可能です

(令和６年５月 27 日～)

マイナンバーが付番された日（平成 27 年 10 月５日）以降に国外へ転出された日本国籍の方は、国外においてもマイナンバーカードの申請が可能です。パソコンまたはスマートフォンから「マイナンバーカード総合サイト」にアクセスし、オンライン申請を行ってください。

手続きの流れについてくわしくは市ホームページをご覧ください。＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

○特急発行制度について　(令和６年 12 月２日～)

マイナンバーカードの交付をすみやかに受ける必要がある、下記のいずれかに該当する方は、申請から約１週間でマイナンバーカードを自宅へ郵送する制度（＝『**特急発行**』制度）を利用できます。利用する場合は、市役所または出張所の窓口での手続きが必要です。

〔対象の方〕
○乳児（１歳未満の方）※　○紛失した方
○国外から転入した方　　○IC チップが破損した方
○追記欄の余白がなく、新しい住所・氏名等の記載ができない方
○個人番号を変更した方　等

申請には、必要な持ち物や申請期限があります。
くわしくは市ホームページをご覧ください。



※乳児（１歳未満の方）は出生届と同時に特急発行申請をすると簡単に手続きができます。乳児のマイナンバーカードは、顔写真がないものが発行されます。

申請方法などくわしくは、市ホームページをご覧ください。＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

○運転免許証と一体化した「マイナ免許証」について　(令和７年３月 24 日～)

マイナ免許証の利用には、免許センター等で手続きが必要です。また、一体化するためには「署名用電子証明書（英数字混在の６桁以上 16 桁以下の暗証番号）」の搭載が必要です。
※市役所でマイナ免許証に関する手続きはできません。
※更新や追記欄の満欄に伴いマイナンバーカードを申請する場合、引き続きマイナ免許証としてご利用いただくためには、オンラインでの申請が必要です。

○マイナンバーカードへの氏名の振り仮名記載について　(令和８年５月 26 日～)

戸籍・住民票に氏名の振り仮名が記載（公証）されると、マイナンバーカードへ氏名の振り仮名を記載できます。お持ちのマイナンバーカードへの振り仮名の記載は必須ではありませんが、市役所又は出張所の窓口でマイナンバーカードの各種手続き（電子証明書の更新、暗証番号の再設定等）を行った際に、振り仮名を記載する手続きが必要になる場合があります。また、氏名の振り仮名が公証された方がマイナンバーカードを申請すると、カードの券面に振り仮名が印字されるようになります。

《ローマ字表記の氏名と西暦表記の生年月日について》
マイナンバーカードに氏名の振り仮名が記載された方は、ローマ字表記の氏名と西暦表記の生年月日が記載できます。記載を希望される場合はマイナンバーカードの券面記載事項変更手続きを行いますので、市ホームページにて手続き方法をご確認ください。

市ホームページはこちらから＞＞＞＞＞＞

7. お問い合わせ先一覧

マイナンバーカードに関するお問い合わせ・カードの一時停止は、下記の電話番号にて受付しています。

マイナンバー総合フリーダイヤル （無料）

０１２０－９５－０１７８

〔受付時間〕平　日：9:30～20:00
土日祝：9:30～17:30（年末年始除く）
○カードの一時停止は 24 時間 365 日可能

個人番号カードコールセンター （有料）

０５７０－７８３－５７８

※ナビダイヤルは通話料がかかります

〔受付時間〕全日：8:30～20:00（年末年始除く）
○カードの一時停止は 24 時間 365 日可能

※一部ＩＰ電話等で上記どちらのダイヤルにも繋がらない場合
０５０－３８１８－１２５０（有料）

豊中市役所・出張所

○豊中市役所　市民課

（住所）中桜塚３丁目１番１号　（電話）０６－６８５８－２２０１

○庄内出張所

（住所）庄内幸町４丁目２９番１号（電話）０６－６３３４－３５３１

○新千里出張所

（住所）新千里東町１丁目２番２号（電話）０６－６８７２－０５７３

〔受付時間〕
月～金曜日：9:00～17:15
（祝・休日除く）
毎月第２土曜日※市民課のみ
：9:00～13:00

My number Card Call Center

Available languages : English,Chinese,Korean,
Spanish and Portuguese.

○Temporary suspension of Individual Number Card

０１２０－０１７８－２７

〔Reception Hours〕
Every days : 8:30-20:00

○For the Social Security and Tax Number System

０１２０－０１７８－２６

※Nation-wide Common Navi-Dial Service(cost money)

０５７０－０６４－７３８

〔Reception Hours〕
Weekdays : 9:30-20:00
Saturdays,Sundays
and National holidays : 9:30-17:30
(Excluding New Year's holidays)